

緑地管理特記仕様書

この特記仕様書は、山梨県森林総合研究所（以下「甲」という。）が発注する山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン（以下「普及啓発ゾーン」という。）業務委託に適用する。

第1 業務受託期間中の安全管理について

当該業務の遂行に伴う労働災害の防止については、受託者（以下「乙」という。）の責任において安全管理を実施するものとする。

第2 業務用機械等について

- 1 甲が別途指示する業務用機械等の使用に関しては、甲が貸与するものを使用し、使用に伴い必要となる燃料類等は、乙が負担するものとする。
- 2 甲が貸与した業務用機械を乙が故意又は過失により毀損し又は滅失させた場合は、甲に対しこれを弁償するものとする。
- 3 甲が貸与した業務用機械が乙の責に帰せない理由で故障又は毀損した場合は、甲の負担により修理するものとする。

第3 管理業務の内容について

1 緑地管理業務

(1) 基本的事項

- ア 普及啓発ゾーン内の除草を実施すること。特に4月から9月の繁茂時期には集中して実施すること。
- イ 芝生、花壇、生垣を対象に必要なに応じ、適期に灌水を行うこと。

(2) 下刈り

ちびっこの森コースを中心に、雑草の繁茂状況等を考慮して3回程度実施すること。

(3) 生垣刈り込み等

普及啓発ゾーン内の生垣を対象とし、適期に1回実施すること。

(4) 施肥

- ア 生育状況を勘案し必要な苗木、花等を対象に、所定の量を適期に実施すること。
- イ 芝地については、所定の量を適期に実施すること。

(5) 薬剤散布（除草及び防虫）

- ア 薬剤の使用は、必要最小限に止め、使用する場合は極力天然素材の利用に努めること。
また、農薬関連法規及び製造者が定める使用上の安全基準及び使用方法を遵守すること。
- イ 散布時には、指定の濃度に正確に希釈した状態でむらなく均一に散布すること。
- ウ 散布時には、隣接する住民に対する安全を確認するとともに、必要に応じ周辺住民へ周知を行うこと。
- エ 雨天や異常乾燥時及び強風時には散布を行わないこと。

(6) 芝の管理

- ア 芝生については、適宜除草、刈り込み、施肥、かん水等を実施すること。
- イ 芝を良好な状態に保つため、必要に応じてエアレーション、目土の追加等を実施する。

(7) 花壇の管理

年間をとおして花壇の植物をたやさないため、植替えを実施すること。

(8) 樹木の管理

ア 病虫害の早期発見・早期駆除に努め、甲に報告するとともに甲の指示を仰ぐこと。

イ 甲の指示する苗木を対象とし、切り詰め及び枝透かし等の剪定を適期に実施すること。

ウ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見及び除去に努めること。

エ 伐倒した樹幹、枯枝等は甲の指示する所定の場所へ運搬し処理すること。

(9) その他

普及啓発ゾーン内の法面保護のため、必要に応じて編柵工等を実施すること。